

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和49年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における同期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月16日から同年12月31日まで

A事業所に勤務していた当時、15万円程度の報酬を受けており、これに見合う厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、その場合、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る昭和49年5月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載された報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、昭和 49 年 4 月及び同年 6 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人は給与支払明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。」と回答していることから、申立人に係るこれらの期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 988 (事案 351 及び 948 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月まで

学生時代の国民年金保険料を母が納付してくれていたため、未加入となっている申立期間の記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

母は高齢になっているため、集金人が誰であったかなどの細かい点を記憶していないが、集金人を特定できないのは市の責任であり、前回の判断には納得できないので再度申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについても、申立人の母から集金人を特定できる新たな供述はないなどとして、平成 24 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、母は高齢であるので記憶違いがあったとしても不自然ではなく、当時の集金人を特定できないことは市の責任であるなどとして、再度、申し立てているが、これらの事情から、申立期間の保険料が納付されていたことを推認することはできず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から17年3月まで

平成13年4月から17年3月までは大学生であり、申立期間当時は経済的な負担も大きかったことから、母親がA市役所において、国民年金保険料の学生納付特例の申請手続きを行ってくれた。申立期間が学生納付特例期間とされず、未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、20歳到達予定者として平成13年9月21日にB社会保険事務所（当時）において基礎年金番号が付番されているが、同年11月22日に取消処理されていることが確認でき、この取消処理は、戸籍の附票及びA市の回答から、申立人が同年9月5日に同市からC市D区に転出した届出が同年10月12日に受理されたことにより、申立人が20歳に到達する前に同事務所管轄区域外に転出したことが確認されたため、当該番号が取り消されたものと推認できる。その後、厚生年金保険に加入したことを契機として、17年5月17日にE社会保険事務所（当時）において新たな基礎年金番号が申立人に付番されているが、申立期間に係る国民年金加入勧奨通知が同月25日に作成されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、当該時点まで国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人は、学生納付特例の申請手続きに関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、申立人が20歳に到達する前に、はがきを1回送付したのみで、それ以外に同手続きを行った記憶はないとしており、i) A市では、同手続きには学生証の写し等が必要であり、はがきによる手続きは行っていなかったこと、ii) 学生納付特例の申請は、年度ごとに行う必要があり、仮に申立期

間の国民年金保険料が全て納付猶予されていたとすれば、計4回の申請手続が必要であったことから、申立人の母親は申立期間において学生納付特例の申請に必要な手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、かつ、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間を含んでおり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料（承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料を昭和55年6月に支払った領収書がある。厚生年金保険と二重に掛けておけば二重にもらえると思っていた。この期間の保険料については、還付の手続をしていないし還付された記憶もない。還付されたとする記録があるのは納得がいかないので申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金印紙売払代金納入通知書兼領収証書から、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であり、この期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはできない上、この過誤納が判明した時点でほかに充当できる期間もなかったことから還付処理されたものであり、この事務処理に誤りは認められない。

また、特殊台帳には、過誤納について調査決定した時に記載することとされている還付対象期間及び還付金額が記載され、その金額に誤りも無く、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。